

判決言渡日	令和3年7月5日
原本領収日	上記同日
裁判所書記官	山口英明

平成28年(ワ)第159号（以下「①事件」という。）新安保法制違憲国賠訴訟事件
平成29年(ワ)第135号（以下「②事件」という。）新安保法制違憲国賠訴訟事件
(口頭弁論終結日 令和3年3月1日)

判 決

①事件原告ら・②事件原告ら（以下「原告ら」という。）及び同代理人の表示
別紙原告目録及び別紙原告ら代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

①事件及び②事件被告	国
	(以下「被告」という。)
同代表者法務大臣	上 川 陽 子
被告指定代理人の表示	別紙被告指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らに対し、各10万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らにおいて、(1)①内閣が、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定（以下「平成26年7月閣議決定」という。）をし、②内閣が、平成27年5月14日、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（以下「平和安全法制整備法」という。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）に係る法律案

を閣議決定（以下「平成27年5月閣議決定」という。）し、同月15日、同法律案を国会に提出し、③国会が、同年9月19日、同法律案を可決した各行為（以上①から③までの内閣及び国会による行為を総称して「本件各行為」という。）が、憲法前文、9条、96条1項に違反し違憲違法であり、また、(2)被告による①駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊の南スーダン共和国への派遣、及び②武器等防護の実施としての海上自衛隊護衛艦によるアメリカ合衆国海軍艦船の護衛が、憲法前文、9条、96条1項に違反し違憲違法であり、(1)・(2)の各行為により原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、原告らそれぞれにつき慰謝料10万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠等及び弁論の全趣旨により認定した事実）

（1）平成26年7月閣議決定とその概要

ア 内閣は、平成26年7月1日、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない」などとして、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定（平成26年7月閣議決定）をした。

イ 平成26年7月閣議決定における法整備の基本方針は、概要、次のとおりである。

① 「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊等との協力による対応態勢の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。

② 「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、いわゆる後方支援について、従来の「後方地域」や「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの支援活動を実施できるようにするとともに、国際連合平和維持活動（PKO）などの武力の行使を伴わない国際的な平和協力活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用を認め、また、領域国政府の同意に基づく邦人救出のための武器使用を認める。

③ 「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」

(以上につき、争いなし、甲A5)

(2) 自衛権発動のための三要件等

ア 政府は、憲法9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使について、従前は、次の三要件を示していた。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限の実力行使にとどまること

イ 政府は、平成26年7月閣議決定に際して、次の三要件を示した（以下「新三要件」という。）。

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまること

（以上につき、甲A5、甲B1）

(3) 平成27年5月閣議決定と平和安全法制関連2法の成立

ア 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法に係る各法律案について閣議決定（平成27年5月閣議決定）をした。

イ 内閣総理大臣は、同月15日、上記各法律案を提出し、各法律案は、衆議院本会議及び参議院本会議で可決され、同年9月19日、平和安全法制関連2法（同年法律第76号及び同第77号）が成立した。

ウ 平和安全法制関連2法は、同月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

（以上につき、争いなし、甲A56、57）

(4) 平和安全法制関連2法の概要

ア 総論

平和安全法制整備法は、自衛隊法を含む次の10の法律（各法律の題名はいずれも平和安全法制整備法による改正後のものであり、以下について

も同様である。) の一部を改正する法律であり、国際平和支援法は、新たに制定された法律である。

- ① 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- ② 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）
- ③ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）
- ④ 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）
- ⑤ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）
- ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）
- ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）
- ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号）
- ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）
- ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）
 - イ 防衛出動としての集団的自衛権の行使に関する法整備（自衛隊法、事態対処法関係）
 - (ア) 存立危機事態（事態対処法関係）

事態対処法 2 条 4 号において、存立危機事態の定義規定が新設され、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」をいうと規定されるとともに、
5 対処措置の定義規定（同条 8 号）の一つとして、存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する各措置（同号ハ）が新設され、その措置として、存立危機武力攻撃（上記の他国に対する武力攻撃であつて、上記の明白な危険があるもの）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動（同号ハ(1)）等が規定された。

10

(イ) 存立危機事態における防衛出動

自衛隊法は、上記の存立危機事態に関する規定の新設に伴い改正され、内閣総理大臣は、存立危機事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動（防衛出動）を命ずることができるものとされた（同法 76 条 1 項柱書及び 2 号。ただし、事態対処法 9 条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ。）。

15

ウ 武器等防護に関する法整備（自衛隊法関係）

自衛隊法 95 条の 2 が新設され、自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われているものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できることとされた。

20

エ 後方支援活動に関する法整備（重要影響事態安全確保法関係）

25

(ア) 平和安全法制整備法による改正前

改正前の重要影響事態安全確保法（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）1条は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資すること」を目的とし、同法2条1項は、「政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。」と規定し、同法3条1項柱書・1号は、「後方地域支援」について「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。」と規定し、同条3号は、「後方地域」について「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。）及びその上空の範囲」と規定している。同条2項は、「後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるもの」と規定しているところ、同別表第一において「補給」とは「給水、給油、食事の提供並びにこれらの類する物品及び役務の提供」とされ、その「物品の提供」には「武器（弾薬を含む。）の提供」を含まず、「物品の提供及び

役務の提供」には「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を含まないものとされていた。

(イ) 平和安全法制整備法による改正後

重要影響事態安全確保法 1 条は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中心とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」と規定し（上記周辺事態の定義から、「我が国周辺の地域における」との文言による限定が除外されている。），同法 2 条 1 項は、「政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成 12 年法律第 145 号）第 2 条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。」と規定し、同法 2 条 3 項は、「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。」と規定する。

そして、同法 3 条 1 項柱書・2 号は、「後方支援活動」について「合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう。」と規定し、同条 2 項は、「後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。」と規定する。別表第一は、「物品の提供には、武器の提

供を含まないものとする。」として、従来あった「（弾薬を含む。）」との文言が削除され、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との文言が削除され、それらの文言削除部分が後方支援活動に含まれるものとされている（ただし、同法における合衆国軍隊等とは、重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう（同法3条柱書・1号）。）。

10 才 協力支援活動に関する法整備（国際平和支援法関係）

国際平和支援法は、新規に制定された法律であり、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

同法は、3条1項柱書・2号において、「協力支援活動」とは、「諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するものをいう。」と規定し、同条2項において、「協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。」と規定する。別表第一には、協力支援活動として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」と規定されているが、上記「武器の提供」には「（弾薬を含む。）」の文言が付されておらず、弾薬の提供は上記「物品の提供」に含まれるものとされている。

力 駆け付け警護に関する法整備（国際平和協力法関係）

国際平和協力法は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（同法1条）。

いわゆる「駆け付け警護」は、国際平和協力法の平和安全法制整備法による改正によって、国際平和協力法3条5号に規定する国際平和協力業務として追加されたものであり、その内容は、同号ヲないしナの国際平和協力業務（国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための所定の業務に関する助言又は指導、教育訓練や、医療、被災民の搜索もしくは救出又は帰還援助等の業務）を行う場合であって、上記の国際連合平和維持活動等に従事する者又はその活動を支援する者（以下、その者らを「活動関係者」という。）について、生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護である（同号ラ）。そして、駆け付け警護に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器の使用が許可されている（同法26条2項）。

(5) 駆け付け警護の任務付与等

ア 駆け付け警護の任務付与

(ア) 政府は、平成23年11月15日、国際連合南スーダン共和国ミッシ

ヨン（以下「UNMISS」という。）へ我が国要員を派遣する旨の閣議決定をし、平成24年1月から自衛隊施設部隊の第1次要員を南スー
ダン共和国（以下「南スー¹⁰ダン」という。）に派遣し、その後、第10
次要員まで派遣を継続した。

5 (イ) 南スー¹⁰ダンでは、平成28年7月7日以降、首都ジュバでキール大統領派とマシャール前第一副大統領派との間で武力衝突が発生し、死傷者
が出て、UNMISSの中国部隊要員2名が死亡した。

また、同月10日から同月11日にかけては、自衛隊施設部隊の宿營地近傍にあるビルにマシャール前第一副大統領派が立てこもり、銃撃戦
が行われ、政府は、同日、ジュバの危険度をレベル4（退避勧告）に引
き上げた。
¹⁰

同月13日には、国際協力機構（JICA）が手配したチャーター機により、邦人47名を含む関係者93名がジュバから退避した。

(ウ) 政府は、平成28年11月15日、南スー¹⁵ダン国際平和協力業務実施
計画に駆け付け警護（国際平和協力法3条5号ラに掲げる業務）を追加
する旨の閣議決定（以下「本件駆け付け警護の任務付与」という。）を
し、第11次要員を派遣した。

また、内閣官房、内閣府、外務省、防衛省が示した同日付け「新任務付与に関する基本的な考え方」（甲A89）には、「一つの宿營地を、
自衛隊の部隊の他、ルワンダ等、いくつかの部隊が活動拠点としている。」、「このような宿營地に武装集団による襲撃があり、他の要員
が危機に瀕している場合でも、これまで、自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかった。」、「しかし、同じ
宿營地にいる以上、他の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃さ
れる恐れがある。他の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、
共同して対処した方が、その安全を高めることができる。」と記載され
²⁰
²⁵

ている。

(エ) 政府は、平成29年3月10日、同年5月末を目処に自衛隊施設部隊を撤収することを決定し、同部隊は、同月27日までに順次帰国した。
(以上につき、争いなし、甲A87~90)

5 イ 武器等防護の実施等

(ア) 海上自衛隊護衛艦（以下「海自護衛艦」という。）2隻が、平成29年3月7日から同月10日にかけて、同5隻が、同月27日から同月29日にかけて、東シナ海周辺海域において、アメリカ合衆国海軍（以下「米海軍」という。）航空母艦（以下「米空母」という。）カールビンソンと共同巡航訓練をした。

また、海自護衛艦2隻が、同年4月23日、西太平洋において、上記米空母と共同巡航訓練をし、同年5月3日、シンガポール共和国へ向かった。

(以上につき、争いなし)

15 (イ) 平成29年5月、防衛大臣の武器等防護の警護実施命令により、海自護衛艦が米海軍補給艦と合流して航行した（甲C32（枝番含む）、上記命令による海自護衛艦の航行を以下「本件武器等防護の実施」という。）。

2 争点

- 20 (1) 本件各行為について、違憲性、国賠法1条1項の違法性及び同法上保護された権利又は利益の有無
(2) 本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施について、違憲性、国賠法1条1項の違法性及び同法上保護された権利又は利益の有無
(3) 損害

25 3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)について

(原告らの主張)

ア 本件各行為の違憲性等

(ア) 集団的自衛権行使の容認が違憲であること

内閣は、平成26年7月閣議決定により、憲法上の自衛の措置として集団的自衛権の行使を許容し、内閣及び国会は、平和安全法制整備法の制定により、存立危機事態への対処として集団的自衛権の行使を許容した（事態対処法2条4号及び自衛隊法76条1項柱書・2号）。

これらは、従来確立し、憲法規範性を有するに至っている憲法9条の解釈の核心部分（自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈）を真っ向から否定するものである。また、他国に対する武力攻撃が発生した場合にまで、自衛隊を出動させて戦争をすることを認めるものである以上、自衛隊が必要最小限度の実力の行使を超える「戦力」であることを否定しえず、「交戦権」の否認にも抵触するものであるばかりか、そもそも、新三要件の内容は、客観的基準のない極めて曖昧なものである。

加えて、本件各行為は、憲法9条の実質的な改変であるから、憲法9条が定める憲法改正手続を潜脱しており、同条にも違反する。

(イ) 後方支援活動及び協力支援活動が違憲であること

平成26年7月閣議決定並びに重要影響事態安全確保法による後方支援活動及び国際平和支援法による協力支援活動（以下「後方支援活動等」という。）は、外国軍隊に対する物品及び役務の提供（弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を含む。）を、現に戦闘行為が行われている現場以外の場所で行うことを容認するものである。そのため、それ自体が戦闘行為そのものではないとしても、相手国から、外国軍隊の武力行為と一体視され、兵站活動とし

て攻撃の対象になることも十分に考えられる極めて危険なものであるから、憲法 9 条に違反する。

さらに、平成 26 年 7 月閣議決定並びに重要影響事態安全確保法への改正及び国際平和支援法の制定に係る平和安全法制関連 2 法の制定は、憲法 9 条の実質的改変として同法 96 条が定める憲法改正手続を潜脱するものであり、同条にも違反する。

イ 違法性の判断枠組み等

(ア) 相関関係論による違法性判断をすべきこと

国賠法上の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において判断されるべきである。

立法の作為又は不作為について、憲法適合性及び国賠法上の違法性について判断した最高裁昭和 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁（いわゆる在宅投票制度廃止事件）、最高裁平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 頁（いわゆる在外邦人選挙権制限事件）及び最高裁平成 27 年 1 月 16 日大法廷判決・民集 69 卷 8 号 2427 頁（いわゆる再婚禁止期間違憲判決）が示した判断枠組みによれば、立法内容が憲法上保障された権利を侵害することが明白な場合には、国賠法上の違法性が認められる。そして、国賠法上の違法性の判断に当たって、権利利益の具体性（明確性）までは必要ではなく、権利利益の侵害の程度は侵害行為の違法性の程度に依存するから、立法内容が人権規範以外の憲法規範に違反することが明白な場合には、侵害行為の違法性が極めて強く、国賠法上の違法性が認められるべきであり、このような判断枠組みをとることが、上記判例の判断枠組みに反するものではない。

(イ) 憲法適合性の判断を先行すべきであり、判断の回避は許されないこと

したがって、本件各行為の国賠法上の違法性の判断をするためには、

憲法適合性の判断を行うことが必要であり、そのことは、上記在外邦人選挙権制限事件及び再婚禁止期間違憲判決等において、法令の憲法適合性に関する判断を先行させていることからも明らかである。

また、本件各行為の違憲の程度は甚だしく、明白であるから、本件については、裁判所がいわゆる事件性の要件を欠くとして憲法判断を回避したり、事件性の要件を満たしても統治行為論やフランダイス・ルールを適用するなどして憲法判断を回避したりすることは許されない。

ウ 本件各行為による平和的生存権の侵害

(ア) 平和的生存権は、戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されたりすることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界を作り出してゆくことのできる核時代の自然権の本質を持つ基本的人権であり、その内容及び外延は明らかである。平和的生存権は、憲法前文、9条、13条等の第3章の諸規定又はこれらを根拠とする複合的権利であり、具体的権利性及び裁判規範性が認められる。

したがって、原告らが、国による戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、戦争の遂行等への加担、協力を強制されるような場合はもちろん、上記の事態に至るおそれが生じて精神的苦痛を受けたときにも、損害賠償請求等の方法による救済が認められるべきである。

(イ) 本件各行為は、我が国が他国の武力攻撃に加担し、武器の使用を許すものであり、他国民との殺し合いを制度的に認め、我が国が加害国となる可能性を容認するものであるから、原告らは、平和国家に生きるという誇りが大きく傷つけられ、甚大な精神的苦痛を感じている。原告らの平和的生存権の侵害の具体的内容は、次のとおりであり、また、後記エ



(イ)のとおり、本件各行為により、国民に多くの権利制限や義務が課されることとなることも平和的生存権の侵害を基礎付けるものである。

a 原告らのうち、原子爆弾の被害体験者は、平和安全法制関連2法に

戦争のにおいを感じ、死傷した家族のことや辛かった人生を想起し、
平和憲法の下で、これを拠り所としてきたこれまでの自分の人生を否
定されたような虚しい気分になり、生きている心地がしないなどと感
じている。

b 兵役の経験者は、平和安全法制関連2法が制定されたことに戦争の

足音を感じ、戦争の悲惨さを知らない者たちが戦争ごっこでもするか
のように、戦争のできる法律を作ることに多大な不安を感じ、人と人
との殺し合いであるという戦争の実体に気付いてからでは遅いと考
え、戦争を予防する必要があるなどと感じている。

c 障害者は、平和安全法制関連2法に伴う軍事予算の増大により社会
保障費等が削減されることで、障害者や高齢者が冷遇され、生きるこ
とが許されない社会に向かっていると実感させられており、将来に生
きる希望が持てないなどと感じている。

d 子を持つ父母や孫を持つ祖父母は、自分の子や孫が戦争に加担させ
られるのではないかと不安であり、世の中に役立つ人間に育てようと
努力してきたこれまでの人生が無視されたように感じている。

エ 本件各行為による人格権の侵害

(ア) 人格権は、生命・身体を侵害されない権利、健康上の危険にさらされ
ることなく平穏かつ安全に生活する権利、人間らしくその尊厳を保ちつ
つ平穏な生活を営む権利、日常生活を破壊されずに当たり前の生活を営
む権利、平穏で安全な生活を妨害されることによる精神的苦痛を与えない
精神的権利などを含む人格的利益の総体であり、憲法13条や25条の趣旨・理念に立脚し、私法上も保護が認められる基本的権利、又

は民法709条、710条を根拠とする重大な保護法益である。

このように、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするため認められる権利であり、その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも、人間の尊厳に伴う基本的な法益を内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきである。

(イ) 本件各行為は、集団的自衛権の行使の禁止及び海外派兵の禁止という、我が国が戦争をしないための憲法上の基本原理・枠組みを否定し、我が国が外国の戦争に参加し、武力の行使をする機会と危険を一举に拡大し、戦争やテロの危険を現実のものとした。存立危機事態における集団的自衛権に基づく武力の行使や、重要影響事態、国際平和共同対処事態における後方支援活動等は、外国軍隊の武力の行使と一体化して、我が国を戦争当事者の立場へと導く危険性が極めて大きく、これらにより、我が国に対する外国の武力攻撃を招来し、武力攻撃事態に突入することが危惧される。また、次のとおり、そのような事態が生じたときは、国民に多くの法的な権利制限や義務が課されることとなった。

a 武力攻撃事態等においては、特定公共施設等が自衛隊、外国軍隊の用に供され、関係国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者も役務の提供を求められ、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関が対処措置の実施の責務を負い、国家公務員、地方公務員、指定公共機関の事業者・労働者が多数動員され、危険な業務等に従事させられことになる。国民等は、国民保護法により政府の保護下に置かれ、その指示等に従わされ、避難誘導の客体となり、誘導指示に従わない等の違反については処罰の対象となり得る。また、自衛隊の戦闘行動、兵站活動、国民保護のため、国民等の土地等の強制使用・収用を余儀なくされ、日米安保条約により戦闘行動をする特定合衆国軍隊

のための土地等の使用・収用が行われることになる。

b 存立危機事態においては、日本政府に支援された米軍等の行動により、国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者が実質的な兵站を担わされ、米軍基地内の補給・修理等に従事することを余儀なくされ、生命の危機に瀕することとなり、米軍の行動の実質的な優先のために、空域・空港、海域・港湾、道路等の公共交通機関が全面的に制限される事態に陥り、多数の国民等が移動の自由等を制限される。また、基地攻撃、空港・港湾等を含む施設等への特殊部隊等による攻撃、テロ攻撃等がされ、すべての国民等が生命の危機に直面することになる。

10

(ウ) 本件各行為により、原告らは、生命・身体及び精神に関する利益が侵害される危険にさらされ、また、平和で平穏な生活を破壊された。さらに、本件各行為は、本来憲法改正手続によってしか行えないものであり、原告らは、主権者として憲法改正手続に参加し意思決定をする機会を奪われ、主権者としての立場を蔑ろにされた。

15

これらの①生命権・身体権及び精神に関する利益、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利は、人格権の内容をなし、人格的利益として法的保護の対象となるものであり、原告らは、次のとおり、各自の体験や社会的立場等に応じて、具体的、個別的な現実の被害を受け、精神的苦痛を受けたのであるから、上記権利、利益を侵害されたといえ、本件各行為は、国賠法上違法といえる。

20

a 原告らのうち、原子爆弾の被害体験者は、被爆によって負傷し、生死の境をさまよったり、家族等の大事な人を失ったりした。また、被爆者の子であるいわゆる被爆二世は、被爆の影響で苦しむ家族等の姿を目の当たりにするなどしている。上記原告らは、核兵器ひいては戦争の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさを身をもって知り、誰よりも強く平和

25

を希求し、憲法9条の存在意義と尊さを理解し、大事に思い、「二度と戦争を起こしてはならない」、「ノーモアヒロシマ、ノーモアナガサキ」を訴え、平和活動・核兵器廃絶運動を続けてきた。

しかし、上記原告らは、本件各行為により、戦争や原子爆弾の被害、その追体験による精神的苦痛やこれに伴うトラウマが再燃又は増悪し、日本が再び戦争に巻き込まれ、戦前の日本に戻り、核兵器が再び使われるかもしれないといった不安や恐怖感を切実に覚えるとともに、平和に対する思いや平和主義の精神を踏みにじられ、日本が戦争ができる国になってしまったことに絶望感と多大な憤りを抱いた。

- b 原告らのうち子や孫を持つ者は、平和安全法制関連2法の成立により、日本が戦争をする国になり、若者が兵士とされる具体的な危険を感じ、子や孫の平穏で人間らしい最低限の幸福な生活を願うものとして、不安・焦燥・苦悩に苛まれている。
- c 平和教育に努めてきた教育者、ジャーナリストや宗教者らは、憲法の個人尊重の理念及び平和主義の理念を自分のものとして人格の中心を形成していたにもかかわらず、平和安全法制関連2法の成立により、自分の生きることの中心に位置するものを破壊された。
- d 米軍基地・自衛隊基地のある佐世保市内の居住者は、戦争が起きれば真っ先に攻撃の対象とされる可能性が高いために、日常生活の危険度が高められ、その生命と身体、生活の安全への被害だけでなく、家族・地域といった自分の関わる生活の安全と平穏が根こそぎ破壊されることになる。
- e 元自衛官である者は、後輩の自衛官が負傷し、戦死することは、自らが負傷し、戦死することと同じように苦痛を感じることになる。
- オ 本件各行為による憲法改正・決定権の侵害
- (ア) 国民には、主権者として、憲法改正（確立した解釈による憲法规範を

根本から変更するという実質的改正を含む。)について、国民投票運動の参加等により憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明するなどの国民的意思の形成過程に参加した上で、憲法96条所定の手続を経て国民投票制度により意思決定をするという憲法改正・決定権が保障されおり、その内容として、このような過程を経ずに憲法改正をされることがないという権利も保障されている。

上記のような憲法改正・決定権を定める憲法上の明文規定はないが、憲法前文第1段、96条、99条により保障されているものと解される。また、憲法改正・決定権は、日本国憲法の改正手続に関する法律が制定されて、国民個々に保障された具体的な権利となっている。

(イ) 内閣法制局及び政府は、従来、集団的自衛権の行使には憲法9条の改正が必要と一貫して表明していた。そのため、当該解釈の変更は、憲法9条の規定に抵触し、国の在り方と憲法秩序の基本をなす確立した憲法の規範的意味内容を変更することになるから、憲法96条の改正手続なしに行なうことは許されない。

しかるに、政府は、平成26年7月閣議決定において上記憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使は許容されるとし、本件各行為により、集団的自衛権の行使を可能とした。本件各行為は、内閣の閣議決定及び国会の立法行為により、憲法9条を実質的に改正するものであり、憲法96条の改正手続を潜脱した憲法の破壊行為である。

(ウ) 原告らは、平和憲法としての日本国憲法を誇りとし、二度と戦争をしてはならないとの信念から、憲法9条を守り通さなければならぬと強く決意して人生を送ってきた。そのため、原告らは、平成26年7月閣議決定に対し、集団的自衛権の行使を許容してはならないとの意見・意思を内閣、各政党、各国会議員らに対して可能な限り表明してきた。

しかるに、平和安全法制関連2法が強行採決され、原告らは、憲法9

6条の改正手続を通じて自ら意見表明をする機会を奪われ、憲法改正・決定権を侵害された。

被告は、上記主張に対し、原告らは主権者たる一般的国民の立場で法令の違憲審査を求めていたにすぎないと主張するが、原告らは、本件各行為により憲法が蹂躪・破壊されたために、個々が有する憲法改正・決定権を侵害され精神的苦痛を被ったとしてその救済を求めていたのであり、抽象的に法令の違憲審査を求めていたものではない。

力 まとめ

以上のとおり、本件各行為について、国賠法1条1項における違法性は明らかであり、これらに関与した内閣を構成する国務大臣及び国会議員の故意又は過失が認められる。

(被告の主張)

次のとおり、原告らが被侵害権利又は利益として主張するものは、いずれも、国賠法上保護された権利又は法的利益とはいえないから、その余の点を検討するまでもなく、本件各行為が国賠法上違法であるとはいえない。

ア 国家賠償制度が個別の国民の権利又は法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利又は法的利益に対する侵害があることを前提としている。そのため、権利又は法的利益の侵害が観念できない場合には、国又は公権力の行使に当たる公務員の行為の違法性判断に立ち入るまでもなく、国賠法上の違法を認める余地はない。

したがって、国賠法上の違法性は、原告らが主張する相関関係により判断されるものではないから、原告らの主張は失当である。原告らが指摘する各最高裁判決は、いずれも、当該事件の原告の具体的な権利又は法的利益の存在を前提として、立法行為の違法性判断を行っているものであり、原告らの主張の根拠となるものではない。

イ 平和的生存権について

平和の概念は、抽象的かつ不明確であり、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件及び法律効果等のどの点をとっても、一義性に欠け、その外延を画することができない極めて曖昧なものである。

したがって、原告らが主張する平和的生存権に具体的権利性を認めることはできない。

ウ 人格権について

原告らが主張する人格権は、極めて抽象的であり、具体的な権利内容、成立要件及び法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を認めることはできない。

原告らの主張は、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされたりするのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないから、かかる程度の内容をもって具体的権利性は認められない。

エ 憲法改正・決定権について

(ア) 憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的位置付けにとどまる。同条項は国民投票制度を規定しているが、原告らが主張する意思表明等を含めた「憲法改正・決定権」の根拠となるものではない。また、憲法前文第1段も、国民主権の理念を規定するにとどまり、憲法99条は、国会議員、裁判官その他の公務員等の憲法尊重擁護義務を定めるものである。

そのため、いずれの規定からも、直ちに、国賠法による救済が得られるような、「個別の国民」との関係における個別具体的な権利又は法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものが導かれるわけではない。

原告らの主張する憲法改正・決定権の具体的な内容は、国家の主権者たる国民としての意見・意思の表明という国民主権ないし民主主義の原理・理念の言換えにすぎない。

- (イ) その点を撇くとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないから、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利又は法的利得に何ら影響を及ぼすものではない。
- (ウ) また、原告らの主張は、本件各行為が憲法9条と抵触し、憲法の実質的改正であることを理由に、個々の国民の個別具体的な権利又は法的利得の侵害を離れて、抽象的に法令自体の憲法適合性の審査を求めるものであるから、付隨的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方と適合しない。

(2) 争点(2)について

(原告らの主張)

ア 本件駆け付け警護の任務付与の違憲性等

- (ア) 平成26年7月閣議決定を前提として国際平和協力法が定める駆け付け警護は、いわゆる自己保存型の武器使用だけではなく、いわゆる任務遂行型の武器使用を容認するものである。その任務遂行のためには、武装勢力の排除等を行うに足りる強力な武器使用が必要となり、また、任務遂行中に相手方から反撃があれば戦闘行為が発生することは避けられない。そして、今日の国連による平和維持活動の主要任務が住民の保護とされていることにかんがみれば、武装勢力等との武力衝突を招き、更には武力行使へと発展する可能性は極めて高い。

そうすると、駆け付け警護を認めた平成26年7月閣議決定と、国際平和協力法の改正に係る平和安全法制整備法の制定は、憲法9条1項及

び同 2 項に違反することが明らかである。

(イ) 本件駆け付け警護の任務付与は、南スーダンにおいて、内戦が激化して U N M I S S の筆頭任務が住民保護となり、そのための武力行使権限も認められるに至ったという状況にあったことから、任務を付与された自衛隊の部隊が駆け付け警護に出動し、その任務遂行のために武器を使用すれば、対立当事者のどちらかとの戦闘行為に発展し、自衛隊員が殺傷し又は殺傷される事態が生じることが現実に危惧されていた。

イ 本件武器等防護の実施の違憲性等

(ア) 自衛隊法 95 条の 2 が定める自衛隊の武器等防護は、個別的自衛権の範囲を超えて、米軍の武器等を防護するために、自衛官による武器使用を認めるものであり、実質的な集団的自衛権の行使を認めるものになりかねないから、憲法 9 条、66 条 2 項に違反する。

(イ) 本件武器等防護の実施は、アメリカ合衆国と北朝鮮との緊張・対立関係が激化する状況下において、ミサイル攻撃等による侵害から米海軍補給艦を警護するために実施されたものであり、これは、米軍艦船に攻撃が加えられればその防護のために海上自衛隊の護衛艦が武器を使用することになるとの積極的姿勢を誇示するものであったから、我が国を米朝対立の中で軍事的一方当事者に位置付けるものであり、一触即発の状況となれば現実に戦火を交える事態になりかねない性格のものであった。

ウ 原告らの権利の侵害

以上のとおり、本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施は、いずれも、我が国が武力の行使をし又は武力行使に至る具体的危険を生じさせたものとして憲法 9 条に違反するものであり、本件各行為と同様、原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害するものである。

(被告の主張)

本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施は、いずれも原告に向けられたものではなく、原告らの権利又は法的利益に何ら影響を及ぼさないから、原告らとの関係で国賠法上違法となることはない。

(3) 争点(3)（損害）について

5 (原告らの主張)

原告らは、違憲違法な本件各行為並びに本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施により受けた精神的苦痛に対する慰謝料として、それぞれ、10万円の支払を求める。

(被告の主張)

10 爭う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 総論

ア 原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）アのとおり、本件各行為が憲法9条等に違反し違憲であり、同ウないしオのとおり、これにより、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害された旨主張する。

ところで、憲法76条により裁判所に与えられている司法権は、いわゆる法律上の争訟について裁判を行う作用をいい（裁判所法3条1項），具体的な権利又は法律関係につき紛争が存する場合に初めて発動することができるものであり、憲法81条により裁判所に与えられている違憲審査権も、このような司法権を発動することができる場合に行使することができるものと解すべきであるから、裁判所は具体的事件を離れて抽象的に政府や国会の行った行為等の違憲、違法について判断する権限を有しない（最高裁昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁，最高裁昭和28年4月15日大法廷判決・民集7巻4号305頁参照）。

そこで、本件各行為の憲法適合性判断に先立ち、原告らの主張する各権

利が、本件各行為との関係で、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、侵害されたといえるか否かについて、検討する。

イ この点、原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）イのとおり、いわゆる相関関係論に立ち、本件各行為の憲法適合性判断を先行すべきであり、判断を回避することは許されない旨主張する。しかし、国賠法上保護された権利又は法的利益の侵害に当たるとはいえない場合、同法に基づく請求が認められる余地はないから、上記主張は採用できない。なお、原告らが上記主張の根拠として引用する各最高裁判決は、いずれも選挙権や婚姻の自由といった国賠法上保護された権利又は法的利益が存在することを前提とした事案であるということができ、本件とは事案を異にするものである。

(2) 平和的生存権の侵害について

ア 原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）ウ(ア)のとおり、平和的生存権の根拠として、憲法前文、9条、13条等の第3章の諸規定又はその複合を主張する。

憲法9条は、国権の発動たる戦争と国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇又は武力の行使を放棄し、戦力を保持せず、国の交戦権を認めない旨を規定するところ、これは、国家の統治機構・統治活動について定めたものであり、個々の国民に対する具体的な権利の根拠となるものではない。

また、憲法前文には、恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認する旨が記載されているが、これは、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであり、それ自体が直ちに個々の国民の具体的な権利の根拠となるものではない。

もっとも、原告らは、平和的生存権の根拠について、憲法前文を解釈指針として、憲法13条等の第3章に規定する人権規定を根拠として主張するため、さらに検討する。

イ 原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）ウ(イ)のとおり、本件各行為により、平和的生存権が侵害され、精神的苦痛を受けた旨主張する。

(ア) 本件各行為のうち閣議決定は、これにより国民の権利又は法的利益を規律するものではなく、平和安全法制関連2法の制定についても、原告らが違憲として指摘するところは、原告らの権利又は法的利益を直接規律することを内容とするものではない。

(イ) 原告らは、本件各行為により、国による戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為が可能となり、これにより、我が国や日本国民が、他国等による武力攻撃やテロリズムの対象とされる危険性が増大した旨主張するが、本件全証拠及び弁論の全趣旨によつても、本件口頭弁論終結時において、本件各行為の影響により、そのような事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず、原告らの主張する事由は抽象的なものにとどまるといわざるをえない。

この点、原告らは、我が国又は米国と、北朝鮮・中国・中東との間の情勢、特に、米国のトランプ前大統領のインタビューにおける発言（甲C16）や河野克敏統合幕僚長（当時）のインタビュー記事（甲C17）から、平成29年当時に朝鮮戦争が再発する具体的危険性があったことが認められ、上記諸事情からすれば、戦争の危機が現実に存在していたことは明らかであり、朝鮮半島と近い距離に佐世保の米軍基地があることなどを踏まえれば、原告らの平和的生存権は現に侵害されているというべきである旨主張する。

しかし、実際には朝鮮戦争は再発しておらず、その余の点についても、諸情勢に基づく予測の域を出るものではないから、戦争被害の危険はいまだ抽象的なものにとどまるといわざるを得ず、原告らの主張を採用することはできない。

(ウ) また、原告らは、前記第2の3(4)（原告らの主張）ウ(イ)、エ(イ)のとお

り、本件各行為により、武力攻撃事態等や存立危機事態においては、國民の権利が制限され、義務が課されることになる旨主張するが、本件全証拠及び弁論の全趣旨によつても、そのような事態が生じ、原告らについて、権利が制限され、義務を課されたことや、その蓋然性が高いことは認められず、原告らの主張する事由は抽象的なものにとどまるといわざるを得ない。

(エ) そうすると、本件各行為の直接的又は間接的な効果として、原告らの具体的な権利又は法的利益が制限されているということはできず、原告らが本件各行為により平和的生存権を侵害され精神的苦痛を受けたと主張するところは、本件各行為が憲法9条に違反し違憲であると認識したこと自体による精神的苦痛か、又は、そのような本件各行為により生じるおそれがある抽象的な事態を想定することにより受けた精神的苦痛を、平和的生存権に対する侵害として主張するものにはかならない。

そして、付隨的違憲審査制が採用され、抽象的違憲審査制が採用されていない我が国において、内閣による閣議決定や国会による立法行為が違憲であると認識したとしても、これに対する抽象的な違憲審査は許されていないことからすると、上記のような立法行為等の違憲性を認識したこと自体による精神的苦痛は、付隨的違憲審査制を採用したことによる内在的制約として、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たることはできず、同様に、上記立法行為等により生じるおそれがある抽象的な事態を想定したことにより受ける精神的苦痛も、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできないと解される。

この点、原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）ウ(イ)aないし d や同エ(ウ)aないし e のように、原告らが受けた精神的苦痛は個別的、具体的な現実の精神的苦痛である旨主張する。確かに、証拠（甲D1～6, 18～69, 71～79, 81～83, 85～87, 89～101, 1

03~128, 130~136, 137~209, 210~249, 原告[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED]各本人)によれば、原告らは、本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ主張し、供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の被害体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる。

しかし、原告らが主張する本件各行為による平和的生存権の侵害についての上記性質は、原告ら各自の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではなく、上記判断を左右するものではない。

ウ 以上によれば、原告らが主張する平和的生存権が、本件各行為との関係で、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、侵害されたということはできず、原告らの主張は採用できない。

15 (3) 人格権の侵害について

ア 原告らは、前記第2の3(1)(原告らの主張)エのとおり、本件各行為により、人格権、具体的には、同(ウ)記載の①生命権・身体権及び精神に関する利益、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利が侵害され、精神的苦痛を受けた旨主張する。

20 イ 上記ア①及び②について

(ア) 前記(2)イ(ア)のとおり、本件各行為は、原告らの権利又は法的利益を直接規律することを内容とするものではない。

また、同(イ)のとおり、本件各行為の影響により、我が国や日本国民が、他国等による武力攻撃やテロリズムの対象とされる事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず、同(ウ)のとおり、武力攻撃事態等や存立危機事態が生じ、原告らについて、権利が制限され、義務を課され

たことや、その蓋然性が高いことは認められず、原告らが主張するこれらの事由は抽象的なものにとどまるといわざるを得ない。

(イ) そうすると、本件各行為の直接的又は間接的な効果として、原告らの具体的な権利又は法的利益が制限されているということはできず、原告らが本件各行為により前記(3)ア①及び②の人格権が侵害され精神的苦痛を受けたと主張するところは、本件各行為が憲法9条に違反し違憲であると認識したこと自体による精神的苦痛か、又は、そのような本件各行為により生じるおそれがある抽象的な事態及びこれに伴い生じるおそれがある生命、身体の危険を想定することにより受けた精神的苦痛を、上記各人格権に対する侵害として主張するものにほかならない。

そして、前記(2)イ(エ)のとおり、上記立法行為等の違憲性を認識したこと自体による精神的苦痛や、これにより生じるおそれがある抽象的な事態を想定したことにより受ける精神的苦痛は、付隨的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上法的に保護された権利又は法的利益に当たるということはできず、そのことは、原告ら各自の属性や精神的苦痛の程度により異なるものではないというべきである。

ウ 前記(3)ア③について

原告らは、本件各行為により、主権者として蔑ろにされない権利が侵害された旨主張するが、その実質は、原告らが主張する憲法改正・決定権の侵害の主張と同一のものである。そして、後記(4)のとおり、原告らが主張する憲法改正・決定権が、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、本件各行為により侵害されたということはできないから、原告らの主張は採用できない。

エ 以上のとおり、原告らの主張する人格権が、本件各行為との関係で、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、侵害されたということはできず、原告らの主張は採用できない。



(4) 憲法改正・決定権の侵害について

ア 原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）オのとおり、本件各行為により、憲法改正・決定権が侵害された旨主張する。

イ 憲法96条は憲法改正手続について国民投票制度による承認を経ることを定めるところ、本件各行為は、そのような憲法改正手続について規律するものではない。また、本件各行為は、憲法の明文の規定を改正するものでもない。

そうすると、原告らは、本件各行為が、確立した解釈による憲法規範を根本から変更するという実質的改正に当たり、憲法96条所定の憲法改正手続等を経ていないことをもって、憲法改正・決定権が侵害されたと主張するものであるところ、そのような実質的改正がされたか否かが問題となり得るのは、憲法96条所定の憲法改正手続等を経ていない場合に限られるから、原告らの主張は、そのような実質的改正がされたことをもって、直ちに憲法改正・決定権が侵害されたと主張するものであり、本件各行為について、抽象的違憲審査を求めるものにはかならない。

したがって、原告らの主張する憲法改正・決定権が、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできないから、本件各行為により、これが侵害されたということはできず、原告らの主張は採用できない。

2 爭点(2)について

(1) 原告らは、前記第2の3(2)（原告らの主張）ア、イのとおり、本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施が違憲であり、これにより、原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害された旨主張する。

(2) しかし、本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施は、原告らに向けられたものではなく、本件全証拠及び弁論の全趣旨によつても、これららの影響により、我が国や日本国民が他国等による武力行使等の対象とされたことや、その蓋然性が高いことは認められない。

5 そうすると、原告らの主張するところは、本件各行為に含まれる本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施の根拠規定が制定されたこと等により、原告らの上記各権利が侵害された旨を主張するものにほかならず、前記1と同様に、原告らの主張する各権利が、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、上記により侵害されたとは認められず、原告らの主張は採用できない。

3 結論

10 以上の次第で、原告らの主張する各権利が国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの本訴請求はいずれも理由がない。したがって、原告らの本訴請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

長崎地方裁判所民事部

15 裁判長裁判官

天川 博義

裁判官

大久保陽久

20 裁判官堀田秀一は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官

天川 博義

(別紙)

原告ら代理人目録

原告ら訴訟代理人弁護士 (①事件及び②事件)

青野 悠	秋山 久典	有馬 理
石井 精二	井上 恵梨	今井 一成
梅本 國和	太田 久美子	岡田 雄一郎
金子 寛道	川島 陽介	熊谷 悟郎
小泉 朋子	古坂 良文	古原 進
相良 勝美	佐野 竜之	塩塚 節夫
竹口 将太	龍田 紘一朗	谷川 貴啓
多良 博明	戸田 久嗣	永岡 亜也子
中川 拓	中鋪 美香	中村 尚志
迫 光夫	濱口 純吾	原 章夫
原 幸生	福崎 博孝	福島 一代
松永 保彦	三宅 敬英	宮本 篤
武藤 智浩	森永 正之	森本 精一
山口 肇彦	山口 裕介	山下 肇
山下 雄一	山本 真邦	横山 巍
吉田 良尚		

①事件原告ら訴訟復代理人兼②事件原告ら訴訟代理人弁護士

寺井 一弘 伊藤 真

原告ら訴訟復代理人弁護士 (①事件及び②事件)

伊藤 岳	福崎 龍馬	廣田 沙陽子
増崎 勇太	松本 匡志	

以上

(別紙)

被告指定代理人目録

坂 本 雅 史	佐 藤 漢 享	森 田 航一朗
久 保 幸 子	板 垣 考 宣	遠 藤 康 雄
廣瀬 哲也	鍋 谷 広 志	堀 江 雅 司
米 重 俊 寛	中 村 明 弘	満 井 友理惠
権 島 あづさ	佐々木 香保里	松 本 六 宏
永 田 秀 一	林 田 泰 幸	藤 原 宏 匡
永ノ尾 紀 幸	蓮 見 真 澄	宮 元 弘 子
三 好 英理子	池 田 篤 生	
松 嶋 大 稀	高 嶋 範 隼	
藤 本 洋 行	池 田 陽 人	
伊 達 司	北 村 明 義	
小 野 翔 平	菅 原 大 義	
松 下 陽 子	福 井 章 人	
鈴 木 伸 伸	堀 口 貞 满	
黒 壁 義 紀	長瀬 悠	
平 山 恵美子	清水 敬 太	

以上

これは正本である。

令和3年7月5日

長崎地方裁判所民事部
裁判所書記官

山 口 英 明

